

授業計画1回～8回

回	月 日	テーマ	講義の内容
1	10月 7日	通信関連法規の概要	電気通信の発達と電気通信法規 法令及び条約の基礎的な事柄 電気通信に関する国際組織と規制の枠組 国際電気通信連合(ITU)の基本文書その1
2	21日	国際電気通信法規	国際電気通信連合(ITU)の基本文書その2 電波資源の国際管理及び周波数の割当て
3	28日	電波法1 無線局を開設する1	無線局の開設 免許又は登録を要する無線局(免許制度) 無線局免許の欠格事由
4	11月 4日	電波法2 無線局を開設する2	無線局の開設の手続 免許と登録、包括免許及び包括登録
5	11日	電波法3 無線設備の技術基準と適合マーク	送信設備及び受信設備の技術基準 技術基準認証制度 (適合証明、設計の認証、技術基準自己確認)
6	18日	電波法4 携帯電話と電波法	無線従事者資格制度 無線局の運用
7	25日	電波法5 無線局の管理と監督 ICカード、電子レンジと電波法	無線局の管理 無線局に対する監督 高周波利用設備
8	12月 9日	電波法6 無線通信秩序の維持	電波利用環境の保護、電波利用料 電波法の罰則規定

授業計画9回～16回

回	月 日	テーマ	講義の内容
9	12月16日	中間試験と振り返り	「通信法規」前半の知識習得の確認
10	23日	電気通信事業法 1 公衆電気通信法から 電気通信事業法への変遷	公衆通信の発達 電気通信事業法の特徴 電気通信事業法の概要
11	1月 6日	電気通信事業法 2 電気通信サービスの提供	電気通信事業と電気通信サービス 提供する電気通信サービスの料金 事業開始の手続き
12	13日	電気通信事業法3 電気通信事業者間の設備の接続	電気通信設備相互の接続 接続制度と接続料金 TSコストとNTSコスト
13	20日	電気通信事業法4 電気通信設備の技術基準	電気通信設備と端末設備等の技術基準
14	27日	電気通信事業法5 電気通信事業の展開	電気通信事業の展開 土地等の使用 紛争の処理
15	2月 3日	有線電気通信法 有線電気通信設備を敷設する	有線電気通信設備設置の届出制度 有線電気通信設備の設置と運用
16	10日	期末試験	「通信法規」後半の知識習得の確認

通信年表（電気通信の発達と法規）

（古き時代の情報伝達手段）

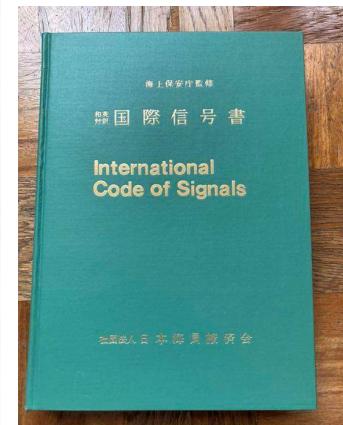
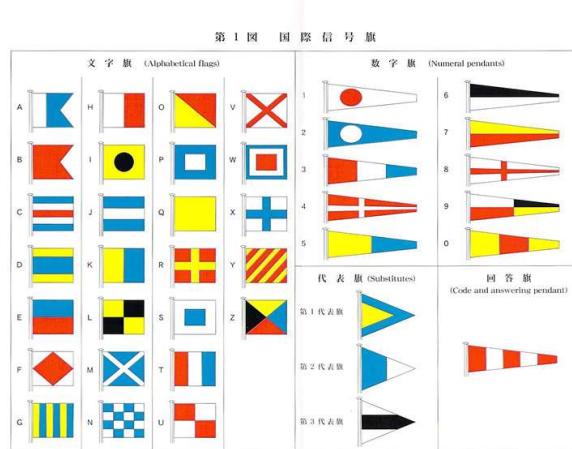
のろし、音響、旗りゅう、腕木



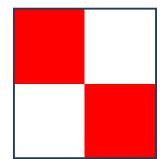
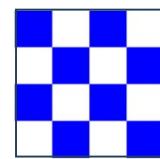
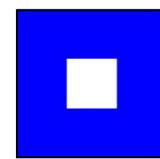
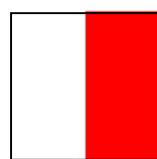
通信年表（電気通信の発達と法規）

（古き時代の情報伝達手段）

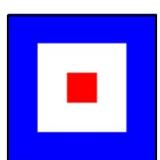
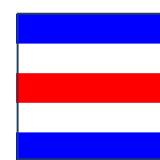
のろし、音響、旗りゅう、腕木



国際信号旗の使用例



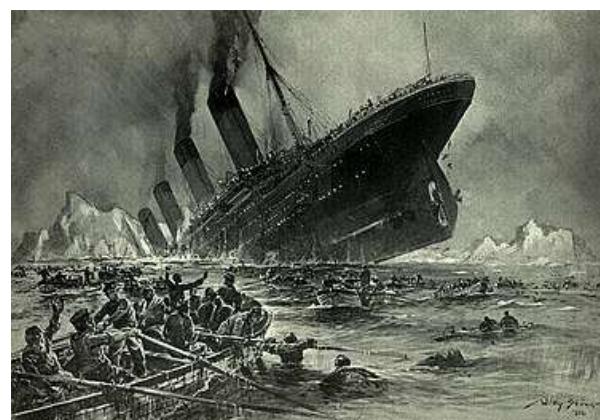
A:潜水中 H:水先人乗船中 P:出港準備中



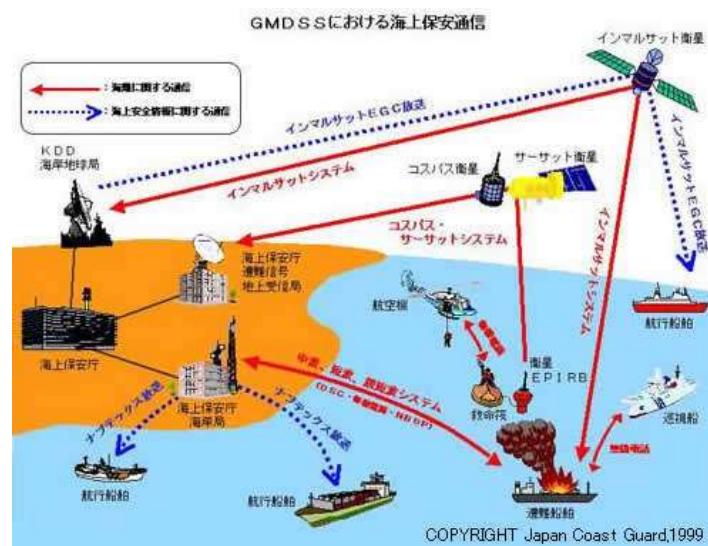
NC:遭難 UW:ご安航を祈る

タイタニック

初めて・・・・――・・・(SOS)を発信(1912.4.14)



通信年表（電気通信の発達と法規） 最近の遭難通信の例



通信年表（電気通信の発達と法規） (古き時代の情報伝達手段) のろし、音響、旗りゅう、腕木

- ↓
- | | |
|--------|------------------------------------|
| 18世紀末 | 電気を利用した通信の研究 |
| 19世紀初 | 電池の発明以後、電信の実用化
電信による通信のためのルール作り |
| 1837年 | モールス電信機の発明 |
| 1849年 | 各国で電信網の建設が進み、
最初の電信条約の締結 |
| 1850年代 | 欧州各国が条約に加入 |
| 1865年 | 万国電信連合創設⇒万国電信条約 |



通信年表（電気通信の発達と法規）

1865年 万国電信連合創設⇒万国電信条約

1876年 G. Bellが電話を発明



1895年 G. Marconi等が無線通信実験成功

19世紀末 電波が通信手段として登場



無線通信と電波の利用のためのルール作り



1902年 無線電話の実験成功

1906年 国際無線電信連合創設

⇒ 國際無線電信条約



通信年表（電気通信の発達と法規）

1865年 万国電信連合創設⇒万国電信条約

1906年 国際無線電信連合創設

⇒ 國際無線電信条約

1924年 国際無線電話諮問委員会(CCIF)創設

1925年 国際電信諮問委員会(CCIT)創設

1927年 国際無線諮問委員会(CCIR)創設

1932年 万国電信連合と国際無線電信連合が統合

→ 国際電気通信連合ITU

⇒ 國際電気通信条約

1947年 国際電気通信連合→国連の専門機関

1992年 ITU組織改正

1994年 国際電気通信連合憲章及び条約発効



通信年表（電気通信の発達と法規）

日本に於ける電気通信の発達と法規制の状況

1854年 電信機の伝来（ペリーが徳川幕府へ）

1865年 万国電信連合創設⇒万国電信条約

1873年 大日本政府電信規則制定

1879年 万国電信連合に加盟

1897年 日本で無線通信に成功

1915年 無線電信法制定

1950年 電波三法施行

（電波法、放送法、電波監理委員会設置法）

1953年 公衆電気通信法施行

1985年 電気通信事業法施行



法令についての一般知識

国家の基本的な法規範 = 憲法

国が制定する法規範 = 法律

国の行政機関が制定する法規範 = 命令



〔国家間の文書による明示の合意 = 条約〕

法令についての一般知識

1 法令の形式

憲法 ⇒ 国の組織及び活動の基本的事項
を定めた国家の基本的な法

他の国内法律より強い効力有り

法律 ⇒ 国会の議決を経て制定される法

命令 ⇒ 政令(内閣の議決を経て制定)

府令(総理大臣が制定する命令)

省令(各省大臣が制定する命令)

条例 ⇒ 地方公共団体が制定する法

法令以外の参考文書 ⇒ 告示/通達/訓示

法令についての一般知識

2 法令の効力

時 ⇒ 制定後に公布され、施行期日で発効

場所 ⇒ 日本の全領土で効力を有する

人 ⇒ 日本の全領土内の全ての人に適用

3 法令の効力の構成原理

所管事項の原理：法令の所管事項のみ効力

形式的効力の原理：憲法>法律>命令>条例

後法優先の原理：後法は前法を破る

特別法優先の原理：特別法は一般法に優る

法令についての一般知識

4 法令の形式的構成要素

法令の構成
本則(実質的規定)
編
章
節
款
目
附則(施行期日など
付隨・経過的規定)

電波法
目次
第一章 総則(第一条～第三条)
第二章 無線局の免許等
第一節 無線局の免許(第四条～第二十七条の十七)
第二節 無線局の登録(第二十七条の十八～第二十七条の三十四)
第三節 無線局の開設に関するあっせん等(第二十七条の三十五・第二十七条の三十六)
第三章 無線設備(第二十八条～第三十八条の二)
第三章の二 特定無線設備の技術基準適合証明等
第一節 特定無線設備の技術基準適合証明及び工事設計認証(第三十八条の二の二～第三十八条の三十二)
第二節 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認(第三十八条の三十三～第三十八条の三十八)
第三節 登録修理業者(第三十八条の三十九～第三十八条の48)
第四章 無線従事者(第三十九条～第五十一条)
第五章 運用
．
．
以下略

法令についての一般知識

4 法令の形式的構成要素

条文の構造

見出し

条

項(2, 3 · ·)

号(一, 二, 三 · · 又は

(1), (2), (3) · ·)

第1項には、数字を表示しない

(無線従事者の免許の取消し等)

第79条 総務大臣は、無線従事者が左の各号の1に該当するときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間をさだめてその業務に従事することを停止することができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分に違反したとき。
- 二 不正な手段により免許を受けたとき。
- 三 第42条第3号に該当するに至ったとき。

2 前項(第3号を除く。)の規定は、船舶局無線従事者証明を受けている者に準用する。この場合において、同項中「免許」とあるのは「船舶局無線従事者証明」と読み替えるものとする。

3 第77条の規定は、第1項(前項において準用する場合を含む。)の規定による取り消し又は停止に準用する。

法令についての一般知識

5 主要な法令用語

- ◎承継：他の者の権利義務を受け継ぐこと
- ◎適用：法令の規定を、その本来の対象である事項にあてはめること
- 準用：ある事項の規定を、他の類似事項に、必要な修正を加えてあてはめること
- ◎許可：特定行為の禁止を、適当な場合に解除し適法とすること
- 認可：法律上の効力を完成させる行政行為
登録、届出、報告

法令についての一般知識

6 条約

文書による国家間の明示の合意

- 条 約 (Convention)
- 憲 章 (Constitution)
- 協 定 (Agreement)
- 議定書 (Protocol)
- 声 明 (Statement)
- 宣 言 (Declaration)
- 協 約 (Accord)

法令についての一般知識

6 条約

文書による国家間の明示の合意

：条約、憲章、協定、議定書、声明、宣言、協約

二国間条約 / 多数国間条約

条約の締結手続き

(交渉→採択→批准(受諾) →発効)

条約の国内的効力

(条約の批准、憲法と条約、法律と条約)

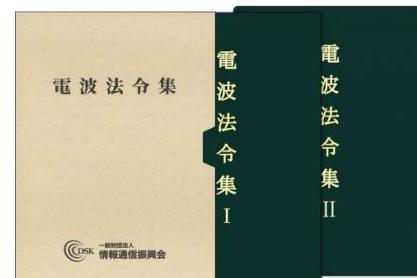
電波及び電気通信法規の概要

①電波法

(政令) 電波法施行令

電波法関係手数料令

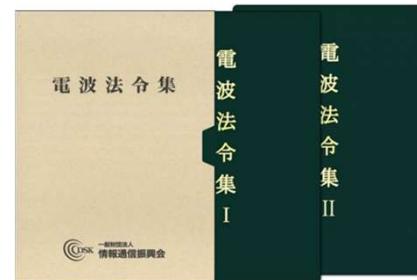
電波法による旅費等の額を定める政令



電波及び電気通信法規の概要

①電波法

- (省令)電波法施行規則
- 無線局免許手続規則
- 無線従事者規則
- 無線局運用規則
- 無線設備規則
- 無線機器型式検定規則
- 無線局(放送局を除く)の開設の根本基準
- 認定点検事業者等規則
- 特定無線局の開設の根本的基準



電波及び電気通信法規の概要

①電波法

- (省令)特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則
- 測定機器等の較正に関する規則
- 電波法による伝搬障害の防止に関する規則
- 電波監理審議会議事規則
- 特定周波数変更対策業務に関する規則

電波及び電気通信法規の概要

②電気通信事業法

- (政令) 電気通信事業法施行令
- 電気通信事業紛争処理委員会令
- (省令) 電気通信事業法施行規則
- 電気通信事業報告規則
- 電気通信事業会計規則
- 電気通信主任技術者規則
- 工事担任者規則
- 端末設備等規則
- 事業用電気通信設備規則
- 接続料規則
- 第一種指定電気通信設備接続会計規則



電波及び電気通信法規の概要

②電気通信事業法

- (省令) 電気通信番号規則
- 電気通信事業紛争処理委員会事務局組織規則
- 電気通信事業紛争処理委員会手続規則
- 電気通信事業法に規定する指定機関を指定する省令
- 電気通信事業法に基づく認定試験事業者等に関する省令
- 端末機器の技術基準適合認定及び設計についての認証に関する規則

電波及び電気通信法規の概要

③有線電気通信法

(政令) 有線電気通信法施行令
有線電気通信設備令

(省令) 有線電気通信法施行規則
有線電気通信設備令施行規則

④放送法

(政令) 放送法施行令

(省令) 放送法施行規則



電波及び電気通信法規の概要

⑤その他の関係法令

通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律

有線テレビジョン放送法

有線ラジオ放送業務の運用の規制に関する法律

不正アクセス行為の禁止等に関する法律

電子署名及び認証業務に関する法律

国際電気通信法規の概要

①国際電気通信連合 (ITU) の文書

国際電気通信連合憲章: Constitution of ITU

国際電気通信連合条約: Convention of ITU

無線通信規則: Radio Regulations (RR)

国際電気通信規則: Int. Telecom. Regulations (ITR)



国際電気通信法規の概要

②個別分野における文書



・海上人命安全条約 (SOLAS条約):
International Convention for The Safety of Life at Sea

・船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約 (STCW条約):
International Convention on Standards of Training, Certification and Watchkeeping for Seafarers

・国際民間航空条約 (Chicago条約):
Convention on International Civil Aviation



国際電気通信法規の概要

②個別分野における文書

- ・国際電気通信衛星機構（インテルサット）協定:

Agreement Relating to the International
Telecommunications Satellite Organization

- ・国際移動通信衛星機構（インマルサット）条約:

Convention on the International Mobile
Satellite Organization

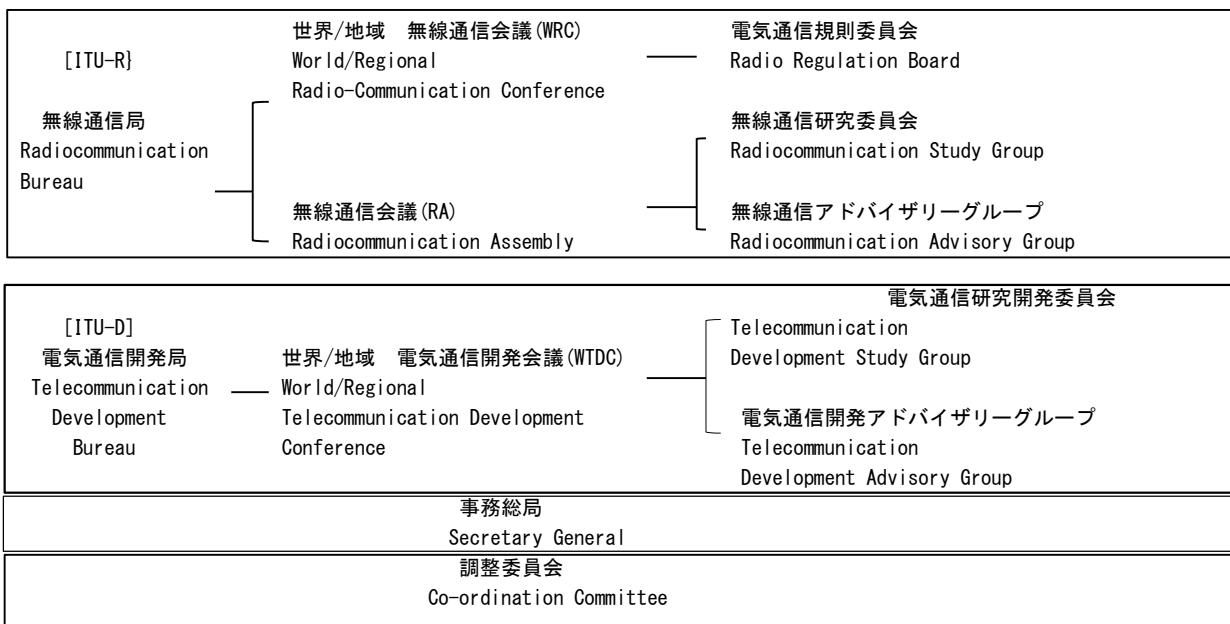


国際電気通信連合 (ITU)

連合の構成員	構成国 (Member States) : 193 (国)
	部門構成員 (Sector Members) : 568 (構成国が認める事業体、学術団体など)
	准構成員 (Associates) : 199 (部門構成員以外の事業体、学術団体など)
	教育機関 (Academia) : 159



国際電気通信連合（ITU）



国際電気通信連合憲章

憲章の構成 ⇒ 前文、9章58条の規則及び付属書
内容は

連合の目的、構成、組織、
電気通信に関する原則的規定
及び
条約の改廃などの基本的事項
を規定



国際電気通信連合憲章



写真1 ITU本部タワー

国際電気通信連合憲章 目次

前文

第1章 基本規定

第6章 電気通信に関する一般規定

第2章 無線通信部門

第7章 無線通信に関する特別規定

第3章 電気通信標準化部門

第8章 国際連合その他の国際機関及び非連合員との関係

第4章 電気通信開発部門

第9章 最終規定

第5章 連合の運営に関するその他の規定

附属書 国際電気通信連合の憲章、条約及び業務規則において
使用する若干の用語の定義

国際電気通信連合憲章

前文



「国際電気通信連合の基本文書であるこの憲章及びこれを補足する国際電気通信連合条約（以下「条約」という。）の締約国は各国に対してその電気通信を規律する主権を十分に承認し、かつ、平和並びに全ての国の経済的及び社会発展の維持のために電気通信の重要性が増大していることを考慮し、電気通信の良好な運用により諸国民の間の平和的関係及び国際協力並びに経済的及び社会的発展を円滑にする目的を持って、次のとおり協定した。」

国際電気通信連合憲章

電気通信に関する一般規定



1. 電気通信に関する一般規定(憲章 第6章第33条～第41条)

項目	概要	規定条文
国際電気通信業務を利用する公衆の権利	構成国は、公衆に対し、国際公衆通信業務によって通信する権利を承認する。業務、料金及び保証は、すべての利用者に対し、いかなる優先権又は特恵も与えることなく同一とする。	第33条
電気通信の停止	構成国は、国内法令に従って、国の安全を害すると認められる私報又はその法令、公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる私報の伝送を停止及び切断する権利を留保する。	第34条
業務の停止	構成国は、国際電気通信業務を全般的に、又は一部に限って、停止する権利を留保する。停止する旨を事務総局長を経由して直ちに他の構成国に通知する。	第35条
責任	構成国は、国際電気通信業務の利用者に対し、特に損害賠償の請求に関しては、いかなる責任も負わない。	第36条

国際電気通信連合憲章

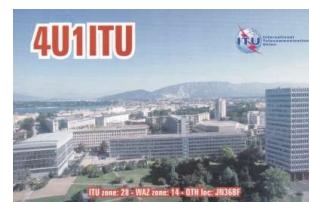
電気通信に関する一般規定



電気通信の秘密	構成国は、国際通信の秘密の保護を確保するための措置をとることを約束する。	第37条
電気通信路及び電気通信設備の設置、運用及び保護	構成国は、電気通信路及び設備の再利用状態での維持、監理及び保護並びに最新技術の導入に留意する。	第38条
違反の通告	構成国は、憲章、条約及び業務規則に対する違反に関し、相互に通報する。	第39条
人命の安全に関する電気通信の優先順位	構成国は、人命の安全に関するすべての電気通信並びにWHOの伝染病に関する特別に緊急な電気通信に対し、絶対的優先順位を与える。	第40条
官用電気通信の優先順位	構成国は、官用電気通信は、利用者の要求がある場合には、可能な範囲で優先的に取り扱う。	第41条

国際電気通信連合憲章

無線通信に関する一般規定



2. 無線通信に関する特別規定(憲章 第7章 第44条～第48条)

項目	概要	規定条文
無線周波数スペクトル及び 対地静止衛星軌道の使用	構成国は、周波数の利用を必要最小限にとどめるよう努める。構成国は、対地静止衛星軌道の公平かつ効果的な利用に留意する。	第44条
有害な混信	構成国は、有害な混信を生じさせない措置を執る義務を負う。	第45条
遭難の呼出し及び通報	無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いづれから発せられたかを問わず、絶対的優先順位において受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。	第46条
虚偽の遭難信号、緊急信号、 安全信号又は識別信号	構成国は、虚偽の遭難信号等の伝送及び流布を防止並びにそれを行う局の探知及び識別のための措置を執る。	第47条
国防機関の設備	構成国は、軍用無線設備について完全な自由を保有する。	第48条

国際電気通信連合条約

条約の構成 ⇒ 6章42条の規則及び付属書

内容は

憲章を補足するかたちで、
連合の運営、総会及び諸会議、財務、
通信料金の国際精算に係わる原則、
相互通信に係わる原則、暗語の使用、
紛争の仲裁、この条約の改正に関する
ことなどを定め、
連合の運用に関わる事項を規定



国際電気通信連合条約



国際電気通信連合条約 目次

第1章 連合の運営
 第1節 全権委員会議
 第2節 理事会
 第3節 事務総局
 第4節 調整委員会
 第5節 無線通信部門
 第6節 電気通信標準化部門
 第7節 電気通信開発部門
 第8節 3部門に共通の規定

第2章 会議及び総会に関する特別の規定
第3章 = 削除 =
第4章 その他の規定
第5章 電気通信業務の運用に関する諸種の規定
第6章 仲裁及び改正
附属書 国際電気通信連合の条約及び業務規則
において使用する若干の用語の定義

国際電気通信連合条約



規定内容

- (1) 連合の運営 (第1章 第1条～第22条)
- (2) 会議及び総会に関する特別の規定
(第2章 第23条～第31条)
- (3) 会計 (第4章 第33条～第34条)
- (4) 電気通信業務の運用に関する規定 (第5章)
- (5) 仲裁及び改正 (第6章)

国際電気通信規則(ITU)

憲章第1条の連合の目的を達成するために、
電気通信業務に係わる次の事項について規定

①国際間における電気通信業務の提供、
運用、料金の設定・決済

②国際間の電気通信業務に使用される
基盤的な電気通信手段に関する一般規則

③主管庁並びに認められた私企業に適用
する規則

